

女性デジタル人材育成および就労支援業務 企画提案募集要領

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大は、サービス業等女性の就業が多い産業を打撃し、女性の雇用に強く影響を及ぼした一方で、コロナ下で、テレワークの普及やビジネスモデルのオンライン化が進み、情報通信業では人手不足感が高まっている。

本業務では、成長産業であるデジタル業界への女性の労働移動を支援するとともに、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消のため、市内の女性のデジタルスキル習得を促進し、女性デジタル人材を育成することを目的とする。

2 業務の概要

・業務名

女性デジタル人材育成および就労支援業務

・業務内容

別紙仕様書のとおり

・契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

・履行場所

神戸市中央区橋通3-4-3 神戸市男女共同参画センター

・契約上限額

2,200,000円（消費税・地方消費税含む）

3 応募資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (3) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。また、応募登録関係書類の提出日から契約締結までの間において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 租税公課を滞納している法人ではないこと、又は代表者が租税公課を滞納している団体でないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打合せ等に際し、迅速に対応できる体制を有していること。

4 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- ・神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は市と協議の上、企画提案書

に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 スケジュール

※仕様書及び各種様式については、市ホームページからダウンロードすること。

内容	予定年月日
公募開始	2024年5月17日(金)
応募登録及び質問受付期限	2024年5月31日(金) 17時必着
質問に対する回答	2024年6月7日(金) 予定
企画提案書の提出期限	2024年6月28日(金) 17時必着
審査	2024年7月上旬
選定結果の通知	2024年7月中旬
契約締結	2024年7月下旬

6 応募手続き等に関する事項

(1) 応募登録手続

- ①提出様式：応募登録申込書 【様式1号】
参加資格確認書 【様式2号】
法人・団体概要がわかる資料【任意様式】

②提出方法：電子メール

※提出後に電話による到着確認を行うこと。

③提出期限：2024年5月31日(金)17時必着

(2) 質問受付

①提出様式：質問票 【様式3号】

②提出方法：電子メール

③提出期限：2024年5月31日(金)17時必着

④質問に対する回答：応募者全者に対し、2024年6月7日(金)に電子メールにより回答予定

⑤その他：上記以外の方法による質問には回答しないので留意すること。また、本市の回答内容は、本募集要領及び仕様書等の記載内容の追加または修正事項とする。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書 【A4 20 ページ以内・任意様式】

提案書には提案事業者が類推されるような事業者（会社）名、ロゴマーク等は記載しないこと。
下記項目に沿って記載してください。

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・提案のセールスポイント
- ・講座のテーマ、講座内容、講師案（未確定で構わない）、サポート体制や就労支援の内容
- ・本業務にかかる実施体制、実施スケジュール等

② 見積書 【様式任意】

③ 業務実績調書 【様式4号】

(2) 提出方法：電子メール（PDF 形式）

(3) 提出期限：2024 年 6 月 28 日（金）17 時必着

8 参加辞退届の提出

企画提案書提出後に辞退する場合は、2024 年 7 月 3 日（水）17 時までに、参加辞退届【様式 5 号】を提出すること。（提出方法は問わない）

9 選定に関する事項

(1) 選定委員会

本企画提案の審査は、以下の審査基準に沿って「女性デジタル人材育成および就労支援業務委託団体審査委員会」（以下「審査委員会」という）が行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

①日時：2024 年 7 月 10 日（水）予定 ※詳細は応募者に別途連絡

②場所：神戸市役所 1 号館 会議室

③その他：応募者が多数の場合は、事前に書面審査を行い、審査を通過した応募者に対してのみプレゼンテーション審査を行う。

(3) 審査基準

評価項目	内容	配点
1. 企画内容 (55 点)	業務の目的や内容を十分に理解しているか。	5 点
	講座のテーマ・内容は、講座の受講期間や難易度、情報通信業界の受発注状況等を踏まえ、スキルの習得および受講後の就労のために、十分に効果的な提案となっているか。	15 点
	受講者が達成感が得られるような仕組みになっているか。また、受講期間中の途中離脱者になるべく出ないように、受講者の受講意欲を高めるような工夫がなされているか。	10 点
	豊富な経験と能力を有する者が講師として提案されているか。	10 点

評価項目	内容	配点
	講座受講後のサポート・就労支援は十分で効果的な内容が提案されているか。	15点
2.業務遂行能力 (10点)	業務内容のスケジュールが具体的で合理的なものであるか。	5点
	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか。	5点
3.業務実績評価 (10点)	女性デジタル人材の育成やデジタルスキルを活かした就労の支援など本業務と類似する業務の実績があるか。	10点
4.地域貢献評価 (10点)	提案者は、神戸市に本社、支店等を設けているか。(本社10点、支社5点)	10点
5.社会貢献評価 (5点)	応募者の男女共同参画に関する取り組みを評価する。別添に記載する評価事項・内容に該当する場合に加点する。 ※具体的な評価事項・内容は別添参照	5点
6.価格点 (10点)	以下の計算式に基づき算出する。(小数点以下切り捨て) 価格点 = (1 - 提案された見積金額/契約上限金額) × 10点	10点
合計		100点

※評価項目1～3については1～5段階の評価(5:非常にすぐれている、4:優れている、3:標準的、2:やや劣る、1:劣る)を行う。

※見積金額が契約上限額を超えている場合、価格点は算出せず、失格とする。

(4) 選定方法

審査委員は、審査基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が最も高い応募者を、委託候補者とする。ただし、評価点が50点未満の場合は受託候補者として選定しない。審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、「企画内容」の合計点数が高い者を受託候補者とする。

(5) 選定結果

評価結果及び選定結果については、2024年7月下旬を目途に全ての応募者に通知し、本市ホームページに掲載する。ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

10 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。(委託候補者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。)
- (2) 契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。
- (3) 提案が採択された場合でも、契約完了までは「委託予定候補者」としての位置づけとなる。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (4) その他審査委員会が不適格と認める場合

12 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は、選考結果の如何を問わず返却しない。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 提出期限内に企画提案書の提出がなかった場合は辞退したものとなる。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の企画提案募集への参加は無効とする。

13 問い合わせ先（提出先）

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-3

神戸市男女共同参画センター 田中、門間

TEL : 078-361-6978

FAX : 078-361-6477

E-mail : danjyo@office.city.kobe.lg.jp